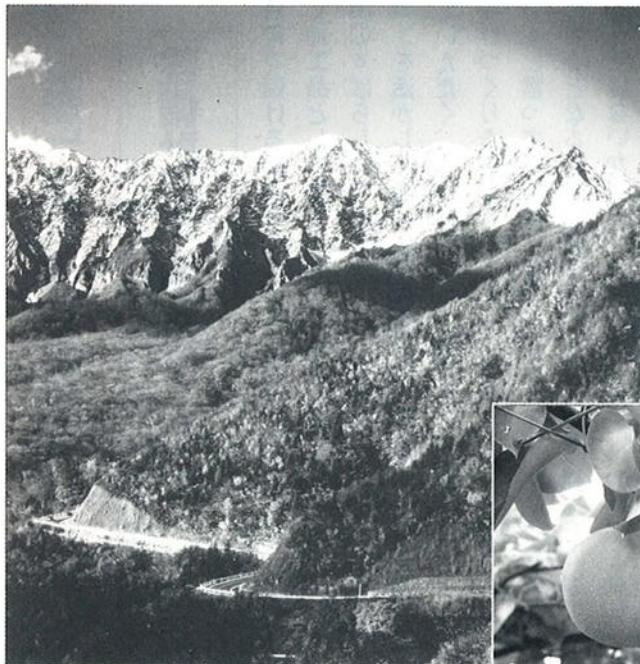


- 問 大山恵みの里づくりを実現していくためには、観光・物産のPR戦略、消費者ニーズの情報収集が重要と考える。
- (1)昨年から、県の大坂事務所に職員を派遣している。効果はどうか。
- (2)県の東京事務所にも派遣したらどうか。
- (3)韓国人・台湾人の日本への旅行者数が年々増えている。職員育成を兼ね、



- 問 町税及び国民健康保険税の減免規則について問う。
- (1)地方の景気が低迷する中、リストラ、倒産等で生活に困窮する世帯が増えている。こうした人たちにも減免の適用はあるのか。
- (2)減免の対象となる納税者に制度が告知されていなかったり、広報を通じて告知していない。

- 答 (山口町長)
- (1)事案によっては、減免に該当すると考えられるが、平成18年度には適用した実績はない。
- (2)個々の事案について把握するのは困難であり、広報を通じて告知している。

職員の県外派遣を

「大山町東京事務所」検討



近藤大介議員

海外へも目を向けたらどうか。

今でも担当の効果があるが、派遣期間終了後、大阪で築き上げた人脈や

事務所内に「大山町東京事務所」を開設するのが良いのか、前向きに検討したい。

（山口町長）恵みの里の効果を大きく出していくため、今後いくつもの「仕掛け」を用意していきたい。

(1)県の業務をこなしながら、マスコミや旅行代理店等に大山を売り込んでおり、取材の送り込みなどで大山の露出も高まつて

(2)誘客・消費地として首都圏の役割は大きい。

「派遣」が良いのか、東京

(3)職員の資質向上、交流促進に効果も期待できるが、費用対効果が不透明。当面は、県や広域での取組みに参画しながら可能性を模索したい。

失業者の税金は減免されるか

該当する場合もある

国民健康保険被保険者証	
有効期限	
記号	番号
世帯主	住所
	(フリガナ) 氏名
保険者の名称及び印	※
3:10:9:04 鳥取県西伯郡大山町 御来屋328番地	
一部負担金の割合 3割	
交付年月日	

前年の収入で課税される国保税